

# 平成 28 年度さいたま市文化財保護審議会 ー第 1 回ー 議事録

**1 日 時** 平成 28 年 5 月 17 日(火) 10 時 00 分から 11 時 50 分まで

**2 場 所** 市役所地下 1 階第 2 会議室

**3 出席者** 委 員：田代脩会長、岡本東三委員、小野寺節子委員、小茂田美保委員、  
重田正夫委員、内藤勝雄委員、西口由子委員、西山多壽子委員、波多野純  
委員、原由美子委員、細田浩委員、渡辺洋子委員  
(欠席：老川慶喜委員、塩野博委員、茂木栄委員)  
事務局：平沼生涯学習部長、野尻生涯学習部参事兼文化財保護課長、青木文化財保  
護課長補佐兼埋蔵文化財係長、高橋文化財保護係長、森田主査、磨田主任、  
山形主査、永瀬主任、吉岡主任、上島主事)

## 4 議 事

### (1) 諮問事項

ア 平成 28 年度指定候補文化財について

第 1 号 「観音寺木造聖観音菩薩立像」の指定について

第 2 号 「東泉寺木造虚空蔵菩薩坐像」の指定について

第 3 号 「砂氷川社のシラカシ」の指定について

### (2) 報告事項

第 1 号 平成 28 年度文化財保護及び保存事業の概要について

**5 公開・非公開の別** 公開

**6 傍聴人の数** 0 人

**7 審議内容** 下記のとおり

## 記

### (1) 議事録署名委員選出

議事に入る前に、平成 27 年度第 2 回さいたま市文化財保護審議会の議事録署名委員から同審

議会の議事録の内容について「事実と相違ない」旨、報告があった。引き続き、平成 28 年度第 1 回さいたま市文化財保護審議会の議事録署名委員の選出を行った。

## (2) 審議事項

### ア 平成 28 年度指定候補文化財について

第 1 号 「観音寺木造聖観音菩薩立像」の指定について、事務局（高橋係長）より説明を行った。内容は以下のとおり。

- ・観音寺は桜区にある浄土宗寺院である。
- ・境内には市指定文化財の江戸時代後期の建築である観音堂があり、その御本尊が今回諮問する聖観音菩薩立像である。
- ・割矧造、漆箔、玉眼、像の高さが 55・6 cm、ひじ張り 17 cm を計り、頭部、体の主要部は一材で、顔の耳前で前後に剥いで、中をくりぬき、玉眼を施す。
- ・鎌倉末から南北朝時代の作と思われる。
- ・後補部分はあるが、頭、軀の主要部は、造像当初の形を残しており、貴重なものである。

このことについて、内藤委員、西口委員、西山委員が担当し、事務局は所有者、各委員とよく調整をして調査を行い、第 2 回文化財保護審議会で報告を行うこととなった。また、名称についても併せて検討して報告するまでには意見をまとめるよう、指示があった。

このことについて、委員から質問・意見があった。以下に記す。

#### 質問・意見

##### ・岡本委員

平成 27 年度の審議会から、名称を「観音寺観音堂木造聖観音菩薩立像」とするか議論されていたが、これについてはどうするか。

⇒事務局（野尻課長）

名称については、すでに指定されている他の文化財の名称ともよく勘案し、答申をいただくときに、名称の案を含めて御報告させていただく。

⇒議長（田代会長）

担当する委員は、事務局とさらに検討をして第 2 回文化財保護審議会で報告すること。

##### ・岡本委員

第 1 号は鎌倉末～南北朝時代ということであるが、特定できる根拠をつけた調書を作るようにされたい。

⇒議長（田代会長）

担当する委員は調書を作る際にはよく調整し、根拠をつけたものとする。

第2号 「東泉寺木造虚空蔵菩薩坐像」の指定について事務局（高橋係長）より説明を行った。内容は以下のとおり。

- ・東泉寺は、浦和区瀬ヶ崎にある天台宗寺院の末、緑区の中尾、吉祥寺の末である。
- ・本像は東泉寺の北北西にあった「田中山（たんなかやま）」という所にあった虚空蔵堂の本尊として奉られていた像である。
- ・地域での聴き取りによると、台風の被害によって虚空蔵堂が倒壊したため、東泉寺に安置されている。
- ・本像はヒノキ材の一木造、彫眼で、素地に「截金」を施している。
- ・台座と本像がくっついてしまっているため、底などの状態は不明である。
- ・高さは23.7cm、ひじ張り16.5cm、頭体部が一材となっている。
- ・江戸時代の作である。
- ・「截金」の全容がわかるものである。
- ・仏具の一具（光背、蓮台、岩座）を含めてご検討いただきたい。

このことについて、内藤委員、西口委員、西山委員が担当し、事務局は所有者、各委員とよく調整をして調査を行い、第2回文化財保護審議会で報告を行うこととなった。第1号、第2号とも担当する3名の委員は同じメンバーであるので、作成する調書について標記の統一、造像年代の根拠等も含め、よく調整して進めること。

このことについて、委員から質問・意見があった。以下に記す。

質問・意見

- ・岡本委員

第1号同様に、江戸時代の根拠となるもの、また指定に値するということとなれば、その根拠を入れた内容の調書を作るようにされたい。

⇒議長（田代会長）

担当する委員はよく調整して調査を行い、根拠をつけた調書を作る。

第3号 「砂氷川社のシラカシ」の指定について事務局（高橋係長）より説明を行った。内容は以下のとおり。

- ・旧大砂土村は、今の和田、砂、土呂などが合併してできた村で、その総鎮守である。
- ・他の樹木にもムクノキ、ケヤキなど大きな樹木も見られるが、中でも御神木であるシラカ

シは、高さが約23メートル、根回り約12メートルの個体の大きな樹木である。

- ・主幹が分かれ、古木の様相を呈している。
- ・神社では、主幹部付近に入れないように区切りをしている。
- ・地元の方々も大切にしており、他の市指定となっているシラカシと比べても遜色のない樹木である。

このことについて、小茂田委員、細田委員が担当し、事務局は所有者、各委員とよく調整をして調査を行い、第2回文化財保護審議会で報告を行うこととなった。

砂氷川社の名称については一般的な呼称である。指定文化財とする際の名称については、調査と併せて検討する。また、砂氷川社の調査のなかで、他にも天然記念物指定としてふさわしい大きい樹木があれば、追加を検討する。

このことについて、委員から質問・意見があった。以下に記す。

質問・意見

質問

- ・岡本委員

砂氷川社という名称について、一般的な呼称としてよいのか、正式な名称とするのか。

⇒事務局（野尻課長）

宗教法人としては氷川社となるが、埼玉県、さいたま市は氷川社、氷川神社を正式名称としているところがとても多い。区別をするために一般的には旧字名をつけている。検討をして、答申をいただくときに御報告させていただく。

意見

- ・細田委員

事務局の説明したシラカシは大変成長が遅い樹木で、だいたい是一本の幹でストレートに伸びるのだが、古くなってくると何本も木が合わさったような形状となり、それが古木の様相を呈しているということである。

- ・議長（会長）

諮問を受けた以上3件について、実際に調査を担当される委員は、日程調整など事務局とよく連絡をとって調査を進めること。

### (3) 報告事項

#### ア 平成 28 年度文化財保護及び保存事業の概要

平成 28 年度文化財保護及び保存事業の概要について、各係より報告を行った。主なものは以下のとおり。

- ・文化財保護審議会
- ・文化財の調査
- ・文化財保存事業費補助金交付
- ・指定文化財の普及啓発
- ・指定史跡等の保存管理
- ・指定文化財等の管理
- ・埋蔵文化財の調査・保存
- ・埋蔵文化財の普及啓発

これを以って、審議を終了した。